

## 吹田市立各児童会館清掃業務仕様書

この仕様書は、吹田市立各児童会館（９館）の清掃業務について定めるものとする。

### 1 履行場所

別紙１「吹田市立児童会館・児童センター一覧」のとおり

### 2 履行期間

令和８年１２月１日から令和１１年１１月３０日までとする。

ただし、この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約であり、市の翌会計年度以後の予算が減額・削除された場合には、契約の変更または解除をする場合があるものとする。

### 3 従事員

従事員は児童会館・児童センターごとに１人以上配置するものとする。また、従事員配置体制を様式第１、２号により子育て政策室に提出するものとし、従事員に変更等があれば随時、様式第１、２号により子育て政策室に再提出するものとする。

### 4 従事員の遵守事項

- （１）清掃業務中は、受注者が支給する腕章を必ず着用するものとする。
- （２）清掃業務中は、私語は慎み業務に専念するものとする。

### 5 業務内容

#### （１）業務概要

清掃業務内容の詳細については、別紙２－１「業務内容説明書」、２－２「豊一児童センター保育室 業務内容説明書」、別紙２－３「五月が丘児童センター大規模改修工事中の清掃範囲について」、別紙３「清掃作業基準表」によるものとする。

#### ア 一般清掃

週２回、児童会館・児童センターごとに定められた曜日に実施する。ただし、豊一児童センター保育室については、定められた曜日のうち、午前９時～午後１時３０分を除く時間に実施する。

休館日等により作業ができない場合は、あらかじめ各児童会館・児童センターと打ち合わせの上、当該実施日の前後１週間以内に振替えて実施するものとする。作業ができる場合は、休館日であっても開館時と同様に清掃業務を実施する。

## イ 定期清掃

月1回、児童会館・児童センターごとに定められた一般清掃と同じ曜日に実施する。ただし、豊一児童センター保育室については、一般清掃と同じ曜日のうち、午前9時～午後1時30分を除く時間に実施する。

休館日等により作業ができない場合は、あらかじめ各児童会館・児童センターと打ち合わせの上、当該月末までに振替え実施するものとする。作業ができる場合は、休館日であっても開館時と同様に清掃業務を実施する。また、定期清掃のうち、床面の剥離清掃については、年1回各床面の剥離清掃を実施するものとする。(作業日は分かれてもよい)

### (2) 作業実施時間

午前10時から午後5時までの間とする。ただし、定期清掃については、各児童会館・児童センターと打ち合わせの上、開館前または閉館後とする。

### (3) その他

上記(1)～(2)にかかわらず、特に発注者が命じたときは作業を実施するものとする。

## 6 五月が丘児童センターほか2施設の大規模改修工事中の対応

令和8年12月から令和9年12月までの間は、五月が丘児童センターほか2施設は大規模改修工事を実施しているため、別紙2-3のとおり実施すること。

## 7 その他

- (1) 業務に必要な器具及び消耗品は、トイレットペーパー、石けん水、ゴミ袋、消毒作業用のアルコール消毒液を除き、すべて受注者の負担とする。
- (2) 使用する洗剤等については、製品安全データシート(MSDS)などで安全性を確認してから使用すること。なお、発注者の求めがある場合、受注者は使用する洗剤等の製品安全データシート(MSDS)を発注者に提出すること。
- (3) 清掃作業に必要な電気及び水道の使用料は発注者が負担する。
- (4) 館内、館周辺の保全に留意し、破損、故障等を発見したときは、速やかに発注者に報告すること。
- (5) 定められた清掃日誌に必要事項を記入し、これを館に提出し、業務の報告を行うこと。
- (6) 自然災害、感染症等、不測の事態が発生した場合には、定められた作業日、作業時間、作業内容等を変更する場合がある(清掃作業とあわせて手すり・ドアの消毒作業を依頼する等)。その場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (7) この仕様書に定め無き仕様については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。